



あゆみだより

5月に入り、気候も暖かくなり、自然も美しくなってきました。この季節は、子どもたちにとって新しい発見や経験の機会がたくさんあります。5月は、こどもの日や母の日など、家族で過ごすイベントが盛りだくさんです。あゆみ学園でも、こどもの日会や春の遠足など、親子で参加できる行事がありますので、ぜひご家族で参加してください。青空の下、楽しい一日にしましょう。

あゆみ学園では、子どもたちが安心して過ごせるよう、心身ともに健やかに過ごすことができる環境を整えています。そして、子どもたちが自分自身や周りの方々との関わりを通じて成長できるよう、様々な療育に取り組んでいます。これからも、子どもたちが豊かな毎日を育ていけるよう、保護者の皆様と協力しながら、日々の療育に取り組んでいきます。何かお気づきの点がございましたら、遠慮なくお声掛けください。

園長 鈴木

5月の予定

- 2日(火) AM こどもの日会
- 8日(月) カミカミ開始(0, 1歳児)
- 12日(金) 岡村 Dr.診察(ほしぐみ)
- 16日(火) 防災訓練
- 17日(水) はな組分離
- 19日(金) 動物園招待
- 23日(火) 誕生会(午後)
- 25日(木) Q&A 10:30~11:20

テーマ「乳幼児期・あゆみで頑張ったこと」

- 26日(金) 動物園招待予備日
- 29日(月) ~6月2日(金) 面接週間

職員出張

- 15日(月) 午前 豊川 (水野)
- 17日(水) 午前 田原 (久保)
- 26日(金) 午前 豊川 (久保)
- 30日(火) 午前 豊川 (久保)

外来保育

場所：本館棟
 日時：11日(木)・16日(火)・23(火)・
 29日(月) (10:30~11:30)
 ※駐車場は、保育園前にお願いします。

5月生まれのおともだち

- 1日 ひなのさん 3さい
- 3日 マルジアさん 5さい
- 20日 いおりさん 5さい
- 22日 かいりさん 4さい
- 26日 ゆずきさん 3さい

おめでとうございます!!



職員へのおみやげ等はお気遣いなく、お持ちだけちょうだいいたします。





装具の作製について

あゆみ学園では治療用装具、補装具の作製をすることができます。今回はそれぞれの特徴や手帳を使用して製作できるものについて簡単に説明しようと思います。

治療用装具と補装具について

あゆみ学園で製作できるものとして治療用装具、補装具という枠があります。どちらで製作するかによって、申請の流れや支払う金額が変わってきます。

○治療用装具

治療用装具とは、治療そのものを目的として医師の処方のもと一時的に使われるもののことで、日常生活に必要とされるものは対象になりません。

例：外反扁平足に対して治療目的で足底装具製作する。

各種医療保険制度を利用し、療養費払いという制度がとられます。代金はいったん全額お支払いが必要ですが、その後、各医療保険窓口に申請手続きをしていただくことでその保険制度に応じた金額の払い戻しを受けられる場合があります。(例：保険から7割+子ども医療から3割の全額払い戻しが可能です。)



○補装具

補装具は治療目的ではなく、生活を送る上で難しい機能を補完・代替する用具のことで、同一の月に購入等に要した費用の額（基準額）を合計した額から、1割負担となります。

例：座ることができないため、座位保持装置を製作。

歩くことができないため、車椅子やバギーを製作。

製作した物の合計金額が、上限の372,000円を超える場合、上限金額の100分の1が支払い額となり、37,200円となります。※市町村民税世帯非課税者以外の者：37,200円、市町村民税世帯非課税者：0円



○手帳の等級で製作できるもの

1級：座位保持装置、歩行器、バギー、カーシート等

2級：1級の物の座位保持装置以外（体幹機能障害があれば製作できるかも）

○日常生活用具

小児に関わる物としては、頭部保護帽、紙おむつなどがあります。

紙おむつについて、豊橋市では1回の支給で12,000円分の支給が得られます。支給については身体障害者手帳取得、3歳以上、自力でトイレに行けないなど複数の条件があります。

詳しくは理学療法士まで聞いてくださいね！

